

❀❀ 令和 9 年度 ❀❀

入園のしおり



↑↑↑↑↑

入園の申込



美濃加茂市



目

次



1. 保育園・認定こども園・地域型保育事業所はどんなところ？	… 1
2. 保育園・認定こども園・地域型保育事業所・企業主導型保育事業所の一覧	 2
3. 利用手続き	 4
4. 保育料・給食費	 8

下記 URL または QR コードから確認できます。

・「令和9年度4月保育園・こども園・小規模保育所等の入園について」、

URL : <https://www.city.minokamo.lg.jp/soshiki/8/13155.html>



・「市内の令和9年度保育園・こども園等について」

URL : <https://www.city.minokamo.lg.jp/soshiki/8/24391.html>



※内容は随時更新されることがありますのでご了承ください。



【入園等に関するお問い合わせ先】

美濃加茂市 健康こども部 こども未来課（健康プラザ内）
電話 0574-25-2111（内線387）

1. 保育園・認定こども園・地域型保育事業所は どんなところ？



【保育園】 2号・3号

保育園とは、保護者の労働、疾病、出産、看護などの事由により、そのこども（乳幼児）の保育を必要とする場合において、家庭での保育に代わって保育するところです。

【認定こども園】 1号・2号・3号

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。3～5歳の児童は、保護者の働いている状況に関わりなく、教育・保育を一緒に受けます。保護者の就労等の状況が変わっても通い入れた園を継続して利用することができます。

【地域型保育事業所（小規模保育・事業所内保育）】 3号

保育園・こども園よりも少人数で、0から2歳の児童を保育します。

※ 1号認定は、3歳以上の児童であればどなたでも通うことができます。

※ 2号（3歳以上児）・3号（3歳未満児）認定は、保護者が「保育の必要性」の事由のいずれかに該当する必要があります（詳しくは6・7ページ参照）。

2. 保育園・認定こども園・地域型保育事業所・企業主導型保育事業所の一覧

※対象年齢は年度当初(令和9年4月1日)の年齢です。

【公立保育園】

施設名	所在地	定員	電話番号	対象年齢	短時間	標準時間	土曜保育	開所時間
太田第一保育園	太田本町5丁目3番24号	75	25-2642	生後 8ヶ月以上	8:30～16:30	7:30～18:30	あじさい 保育園で実施	7:30～18:30
太田第二保育園	西町3丁目249番地1	110	25-2282	生後 8ヶ月以上				
あじさい保育園	田島町2丁目2番38号	180	26-2110	生後 2ヶ月以上				
ほくぶ保育園	伊深町1563番地3	45	29-1768	原則 2歳以上				
加茂野保育園※	加茂野町鷹之巣1453番地	174	26-9813	生後 8ヶ月以上			加茂野 保育園で実施	

※加茂野保育園は令和5年度から令和9年度まで株式会社セリオが指定管理者となります。
「指定管理」・・・美濃加茂市が事業者へ保育園の運営を委託するもの。



【私立認定こども園】

施設名	所在地	定員	電話番号	対象年齢	短時間	標準時間	土曜保育	開所時間
明応こども園	加茂野町木野1167番地	(2・3号) 110	25-5601	生後 5ヶ月以上	8:30～16:30	7:30～18:30	7:30～18:30	7:00～19:00
		(1号) 25		3歳以上	9:00～15:00			8:30～16:30
認定こども園 山手幼稚園	本郷町7丁目15-25	(2・3号) 162	25-4823	生後 8ヶ月以上	8:00～16:30	7:30～18:30	7:30～17:00	7:30～18:30
		(1号) 200		3歳以上	8:00～16:30			8:00～18:30
認定こども園 たから幼稚園	太田町1735番地	(2・3号) 100	26-3622	生後 10ヶ月以上	8:00～16:00	7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～18:30
		(1号) 120		3歳以上	8:30～15:00			7:30～18:00
下米田たから こども園	下米田町今109番地2	(2・3号) 80	66-4115	生後 10ヶ月以上	8:30～16:30	7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～18:30
		(1号) 15		3歳以上	8:30～15:30			7:30～18:00
認定こども園 もりやま保育園	森山町1丁目6番33号	(2・3号) 189	26-3332	生後 2ヶ月以上	8:30～16:30	7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～19:00
		(1号) 15		3歳以上	9:30～15:00			7:30～18:00
認定こども園 加茂学園 (予定)	太田町4211番地1 ※住所は変更される場合があります。	(2・3号) 81	25-2226	生後 6ヶ月以上	8:30～16:30	7:30～18:30	7:30～18:30 系列園で実施	7:30～19:00
		(1号) 9		3歳以上	8:30～15:30			
認定こども園 蜂友学舎保育園 (予定)	蜂屋町中蜂屋4469番1	(2・3号) 120	42-6061	生後 6ヶ月以上	8:30～16:30	7:30～18:30	7:30～18:30 系列園で実施	7:30～19:00
		(1号) 15		3歳以上	8:30～15:30			

※令和9年度の私立認定こども園における定員(1号、2号・3号)は、変更となる場合があります。



【公立認定こども園】

施設名	所在地	定員	電話番号	対象年齢	短時間	標準時間	土曜保育	開所時間
山之上こども園	山之上町2812番地1	(2・3号) 55	25-4555	2歳以上	8:30～16:30	7:30～18:30	あじさい 保育園で実施	7:30～18:30
		(1号) 15		3歳以上	9:00～15:00			9:00～15:00

※公立保育園・公立認定こども園(2・3号)の土曜保育については、利用人数により実施施設が変わる場合があります。

【私立保育園】

施設名	所在地	定員	電話番号	対象年齢	短時間	標準時間	土曜保育	開所時間
たちばな保育園	古井町下古井575番地	35	26-0811	生後 2ヶ月以上	8:00～16:00	7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～18:30
				2歳まで				
ニチイキッズ 美濃加茂保育園	あじさいヶ丘3丁目11番地10	60	24-0021	生後 2ヶ月以上	8:30～16:30	7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～19:00
				2歳まで				

※令和9年度の私立保育園における定員は、変更となる場合があります。



【地域型保育事業所】

小規模保育

施設名	所在地	定員	電話番号	対象年齢	短時間	標準時間	土曜保育	開所時間
りんご保育園 まきの	牧野1932番地74	12	27-5017	生後 2ヶ月以上	8:30～16:30	7:30～18:30	8:30～17:30 連携園で実施	7:30～18:30
				2歳まで				
りんご保育園 にしまち	西町2丁目266番地	12	58-7555	生後 2ヶ月以上	8:30～16:30	7:30～18:30	8:30～17:30 連携園で実施	7:30～18:30
				2歳まで				
よつば保育園	中部台6丁目11番1	19	24-0428	生後 6ヶ月以上	8:00～16:00	7:30～18:30	8:00～16:00	7:30～18:30
				2歳まで				
かもっこ下米田 保育園	下米田町西脇1390番地	12	42-6311	生後 6ヶ月以上	8:30～16:30	7:30～18:30	7:30～18:30 連携園で実施	7:30～19:00
				2歳まで				

事業所内保育

施設名	所在地	定員	電話番号	対象年齢	短時間	標準時間	土曜保育	開所時間
録三会 あゆみ保育所	太田町2817番地1	10	28-1225	生後 10ヶ月以上	8:00～16:00	7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～18:30
				2歳まで				
※地域型保育事業所の連携施設	○りんご保育園まきの → 下米田たからこども園 ○よつば保育園 → 認定こども園蜂友学舎保育園 ○かもっこ下米田保育園 → 認定こども園加茂学園、認定こども園蜂友学舎保育園 ○りんご保育園にしまち → 太田第二保育園 ○録三会あゆみ保育所 → 太田第一保育園							

※ 連携施設とは、地域型保育事業所に在園する児童が満3歳になったあと、最初の3月31日を迎えた後に転園することができる保育所、認定こども園を指します。

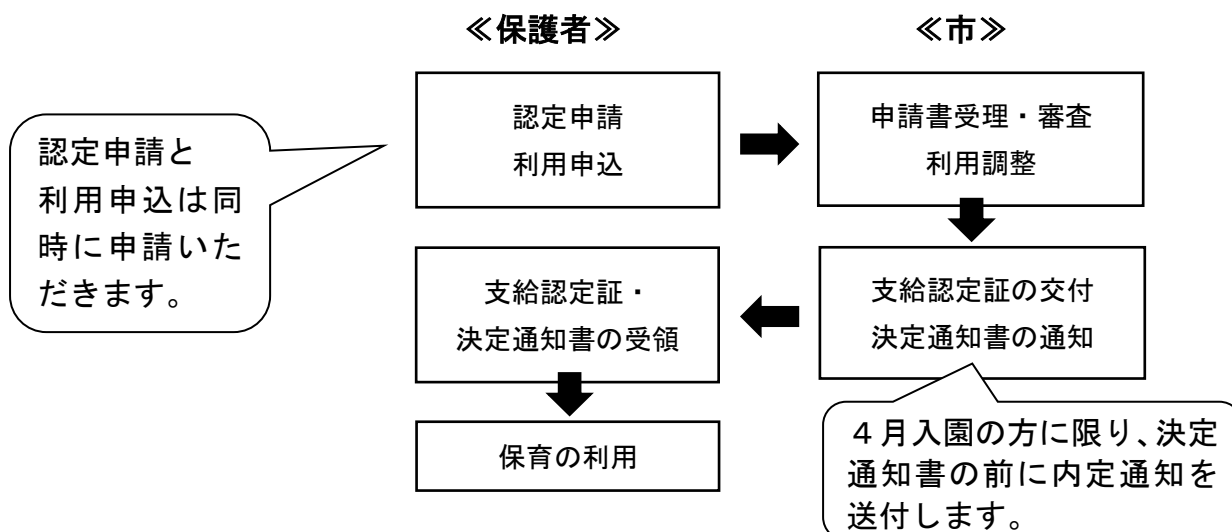
【企業主導型保育事業所】

施設名	所在地	電話番号	詳細(※)は、 施設に直接お問い合わせください (※保育内容・保育料・入園申込等)
こどもみらい園ぼぼらす	加茂野町市橋578番地2	66-6000	
ふふ保育園	本郷町4丁目8番25号	66-8773	

3. 利用手続き



★手続きの流れ



★手続きに必要なもの

- ① 教育・保育給付認定申請書兼入園申込書
(既に認定を受けている場合は支給認定証が必要)
- ② 入園申請チェックシート
- ③ 保護者及び申請に係る小学校就学前のこどものマイナンバーカード
又は通知カード
- ④ 納税通知書、所得課税証明書又は非課税証明書
(令和8年1月2日以降に美濃加茂市に転入した等の理由で、当市に税情報のない保護者のみ)
- ⑤ 障害者手帳の写し(障害者手帳の交付を受けたこども、世帯員のいる世帯)
- ⑥ 「保育の必要性」の事由を証明する書類(職場等での証明が必要)

※①②⑥の様式はこども未来課窓口及び市ホームページで配布しています。

その他、利用申込時に保育料の口座振替依頼書等の書類提出をお願いすることがあります。※公立の保育所等給食費(以下「副食費」)は、保育料と同じ登録口座から引き落としをします。

書類は黒のボールペンでご記入ください。消せるボールペン、消せるサインペン、鉛筆は不可。記入ミスは修正液等使用せず、2本線で消し訂正してください。

★認定申請及び利用申込について

教育・保育給付認定申請書兼入園申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えてこども未来課へ提出してください。申込みの時期は次のとおりです。

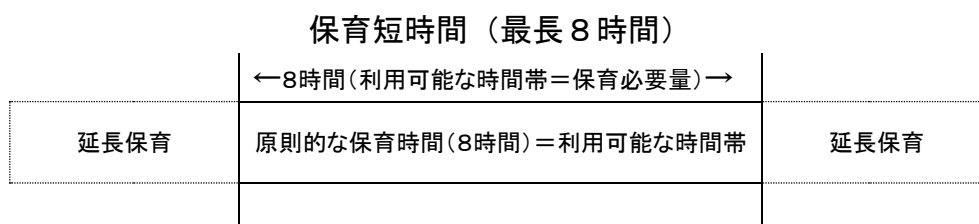
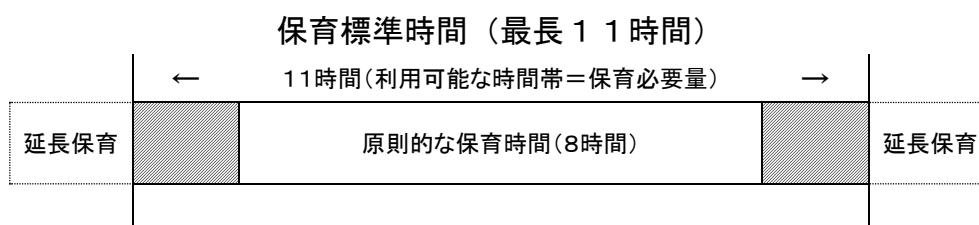
- ① 4月1日入園を希望される場合は、原則前年度の11月に申込みして下さい。
- ② 年度途中の入園を希望される場合は、入園希望日（保育の必要性の事由が発生する日）の属する月の2か月前（育児休業明けの方は復帰予定日の属する月の3か月前）の11日から1か月前の10日（オンライン申請は、その5営業日前）にかけて申込み可能です。

※広域保育を申し込む方は、相手方市町村の都合によります。

★教育・保育給付認定

保育を必要としている事由や保育の必要量（時間）等を確認し、支給認定証を交付します。

《保育必要量》



※ 必要量に応じて、月額保育料が異なります（8ページ参照）。

※ 認定を受けた保育時間を超えた場合は、別途延長保育料を徴収します。

ただし、延長できる保育時間は各園の開所時間が限度となります（10ページ参照）。

《教育・保育給付認定区分》

区分	対象児
1号認定	2号認定を除く、満3歳以上の就学前のこども
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とするこども
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とするこども

認定事由に該当していること等の現況確認を毎年６月と１２月に行います。
（３号から２号への切替えは年度の途中となりますが、改めて認定申請書を提出する必要はありません）



《「保育の必要性」の事由及び証明する書類について》

	事由及び 利用可能保育時間	必要書類
①	就労 標準時間 （毎月１２０時間以上の就労） 短時間 （毎月５２時間以上の就労）	I 就労証明書 ※ 就労内定の場合、就労後に就労証明書を提出すること。 ※ 個人事業主等の場合、開業届、法人設立登記等（コピー可）を提出すること。
②	妊娠・出産 標準時間・短時間	I 母子手帳（出産予定日の分かる書類）のコピー
③	保護者の疾病・障がい 標準時間・短時間	I 診断書または身体障害者手帳等のコピー ※ 入院の場合は入院期間が分かる書類。 ただし、診断書に入院期間が明記されている場合は省略できます。
④	障がいまたは長期入院など、常時の介護や看護が必要な親族がいること 標準時間・短時間	I 診断書または身体障害者手帳等のコピー ※ 入院の場合は入院期間が分かる書類。 ただし、診断書に入院期間が明記されている場合は省略できます。 II 申立書
⑤	災害復旧 標準時間・短時間	I 罹災証明書
⑥	求職活動 短時間	I 誓約書
⑦	就学 標準時間・短時間	I 在学証明書 ※ 就学が決まっている場合は、合格通知書。 ただし、就学後、在学証明書を提出すること。 II 在学期間の分かる書類

⑧	虐待やDVの恐れがある こと 標準時間・短時間	※ ご相談ください。
⑨	育児休業取得時に、既に 在園し、継続して保育が 必要な児童がいること 短時間	I 育児休業期間及び就労復帰予定日の分かる 書類（原則、就労証明書）
⑩	年少以上の児童につい て、年度内に育児休業か ら復帰予定の場合 短時間	I 就労復帰予定日の分かる書類 （原則、就労証明書）

保育の実施期間は、小学校の就学始期までの範囲内で、保護者がお子さんの保育ができない期間です。

※ ただし、上記②・⑥・⑨については入園できる期間が限定されます。

②：出産予定日から起算して産前6週の属する月の初日から産後8週の翌日の属する月の末日まで。ただし、多胎児の場合は産前14週の属する日の初日となります。

⑥：90日間（90日以内に就労証明書の提出がない場合は退園となります）

⑨：育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する月の月末まで
（ただし、年長児の場合は小学校就学前までとする）

⑩：育児休業に係る子どもが年度内に満1歳になる場合に限りします。

①～⑩の事由のいずれにも該当しなくなった場合は、退園となります。在園中に事由が変更となった場合には、教育・保育給付認定変更申請書の提出が必要となります（原則前月20日までに申請）。

★利用調整

「保育の必要性」を指数化し、保育の必要度が高い順に決定します。「保育の必要性」の事由以外にも、ひとり親家庭、生活保護世帯、同居親族の就労状況等の世帯状況も加味し決定します。毎月10日締切、11日に調整を行います。

※ 1号認定については、各園にて選考となります。

（山之上こども園は申込多数の場合は抽選で決定します。）



4. 保育料・給食費

《保育料》

階層区分			保育料（月額）	
			3歳未満	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯		0円	0円
B	市町村民税非課税世帯		0円	0円
C	A階層、B階層を除き前年の市町村民税課税世帯であって、その所得割課税額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	12,100円	11,100円
D1		48,600円以上 71,600円未満	19,500円	18,500円
D2		71,600円以上 97,000円未満	25,300円	24,300円
D3		97,000円以上 117,500円未満	30,600円	29,600円
D4		117,500円以上 169,000円未満	41,100円	40,100円
D5		169,000円以上 301,000円未満	44,600円	43,600円
D6		301,000円以上 397,000円未満	54,000円	53,000円
D7		397,000円以上	68,100円	67,100円
D8	A～D7階層以外		68,100円	67,100円

※3歳以上児の保育料につきましては、令和元年10月から無償化されました。

《給食費》

3歳以上児は給食費（副食費と主食費）が必要です。（3歳未満児は保育料に含まれます。）

2号認定（公立）：副食費 4,500円

1号認定（公立）：副食費 4,000円

※私立保育園、私立認定こども園の副食費と主食費については、園へ直接お問い合わせください。

※公立保育園・公立認定こども園の主食費は保護者会へお支払いいただきますので、各園にご確認ください。

★保育料の基準について

保育料は、入園児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の市町村民税額の合計額に応じた階層区分が決まり、また、年齢及び保育必要量（標準時間または短時間）によって金額が異なります。

各階層区分の保育料は国が定める上限額の範囲内で市が基準を定めます。なお、公立、私立とも保育料の基準は同じです。

※ 保育料の切替えは毎年 9 月です。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度(令和8年度)の市町村民税額に基づく保育料						当年度(令和9年度)の市町村民税額に基づく保育料					

保育料は、入園した年度の 4 月 1 日現在の満年齢で決定します（年度途中で 3 号から 2 号に認定切替となっても保育料は変わりません）。

同一世帯から 2 人以上の児童が入園されている場合の保育料については、最年長児は全額、2 番目に年長の児童は半額、その他の児童は無料となります。

また、市町村民税所得割課税額が 97,000 円未満の多子世帯、ひとり親世帯、障がい者のいる世帯等には、保育料負担軽減制度が適用される場合があります。

※市町村民税所得割課税額が 2 号認定は 57,700 円未満、1 号認定は 77,100 円以下の世帯の子どもは副食費が免除されます。また、小学校就学前の保育所等を利用する最年長の児童を第 1 子とカウントして第 3 子以降の児童については、副食費が免除されます（1 号認定こどもについては、小学校 3 年生までの兄・姉を第 1 子としてカウントします）。

★保育料の納入について

市内公立保育園・公立認定こども園・市内私立保育園

保育料の納入方法は、現金紛失事故の防止及び現金取扱い事務の簡素化のため、口座振替による納入をお願いしております。口座振替の場合は、毎月月末に指定された口座より引き落としとなります（ただし、12 月は 25 日、金融機関が休業日の場合は翌営業日）。口座振替による納入ができない場合は、事前に市役所こども未来課へご相談ください。

私立認定こども園・地域型保育事業所

保育料は私立認定こども園・地域型保育事業所が直接徴収します。納入方法については各こども園・地域型保育事業所にお尋ねください。

★副食費の納入について

3歳以上児の副食費は、公立保育園・公立認定こども園については口座振替をしています。私立保育園・私立認定こども園については各園に直接お支払いいただきます。

★その他

病気などにより長期欠席される場合も、在籍している限り保育料・副食費の算定対象となりますので、事前に園又は市役所こども未来課までご相談ください。

また、退園される場合も必ず事前にご連絡ください。退園届の提出がない場合は欠席とみなし、保育料をお支払いいただきます。

広域保育を利用できる方は、原則「就労」又は「妊娠・出産（里帰り出産）」に限りします。「育児休業」を理由とすることはできません。また、相手方の市町村の同意も必要です。詳細はこども未来課までお問い合わせください。

★延長保育料（公立保育園・公立認定こども園）について

認定を受けた保育必要量区分（時間帯）を超えた場合は、別途延長保育料を徴収します。ただし、延長できる保育時間は各園の開所時間が限度となります。

① 基本延長保育料 30分単位 200円／回

② 月額延長保育料（登録制）※認定理由「就労（短時間）」に限りします。

勤務時間等、明確な理由があり、定期的に一定時間の延長保育が見込まれる場合は、就労証明書等をもとに月単位で利用登録が可能です。

1時間以内 400円／月

2時間以内 800円／月

2時間を超える場合 1,000円／月

（標準時間の保育料と同額の負担となります）

③ 特別延長保育料 18：30を超えた場合 15分単位 500円／回

※ 私立保育園・私立認定こども園・地域型保育事業所の延長保育・延長保育料については、園へ直接お問い合わせください。

保育園の案内図

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 太田第一保育園 | ②① こどもみらい園ぽぽらす |
| ② 太田第二保育園 | ②② ふふ保育園 |
| ③ あじさい保育園 | |
| ④ 山之上こども園 | |
| ⑤ 加茂野保育園(指定管理) | |
| ⑥ ほくぶ保育園 | |
| ⑦ たちばな保育園 | |
| ⑧ ニチイキッズ美濃加茂保育園 | |
| ⑨ 明応こども園 | |
| ⑩ 認定こども園山手幼稚園 | |
| ⑪ 認定こども園たから幼稚園 | |
| ⑫ 下米田たからこども園 | |
| ⑬ 認定こども園もりやま保育園 | |
| ⑭ 認定こども園加茂学園 | |
| ⑮ 認定こども園蜂友学舎保育園 | |
| ⑯ りんご保育園まきの | |
| ⑰ りんご保育園にしまち | |
| ⑱ かもっこ下米田保育園 | |
| ⑲ よつば保育園 | |
| ⑳ 録三会あゆみ保育所 | |

